

いじめを早期に発見するための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識するとともに、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めなければならない。また、スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備することが大切である。各学校においては、次の各項目に留意しつつ、早期発見に向けた取組を推進しなければならない。

学校における教職員の取組

- 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、児童生徒等が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をするよう働きかける。
- 学校において、いじめ問題の解決に主導的な役割を担う「校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会等）」等を設置し、管理職を中心として組織的に対応する。
- 学校の実情に合わせ、「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- 全児童生徒を対象とした、いじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、9月、12月等）に実施することに加え、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」等の記述から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「校内いじめ問題対策委員会」等において組織的に判断する。
- いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特にけが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- 児童生徒に絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

- 教員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、学校が保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- 児童生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。